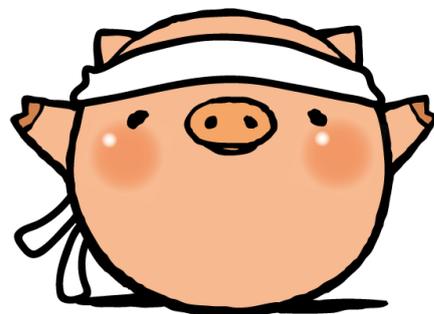


高等学校卒業程度認定試験 **合 格** を目指す ひとり親家庭のお母さん、お父さん及びそのお子さんを 応援します！

前橋市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業について

高等学校卒業程度認定試験とは、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格を得られます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用できます。



対象になる方

前橋市内にお住まいの「ひとり親家庭」のお母さん、お父さん及びそのこどもで下記の条件を満たす方

- 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、これから講座(通信教育可)を受講する方
- ※ 既に高校卒業資格や大検資格をお持ちの方は対象外です
- ※ こどもの場合には、ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童であること

支援内容

○ 高卒認定試験合格講座受講者 ①通信制 ②通学又は通学・通信併用

(1) 受講開始時給付金

【講座開始費用の4割を支給します】 ※4千円未満は支給なし
ただし、支給金額の上限は ① 10万円 ② 20万円

(2) 受講修了時給付金

【講座費用の5割から(1)を差し引いた額を支給します】 ※4千円未満は支給なし
ただし、(1)と(2)の合計支給金額の上限は ① 12万5千円 ② 25万円

(3) 合格時給付金 (講座修了から2年以内に認定試験に合格された方)

【講座費用の1割を支給します】
ただし、(1)(2)(3)の合計支給金額の上限は ① 15万円 ② 30万円

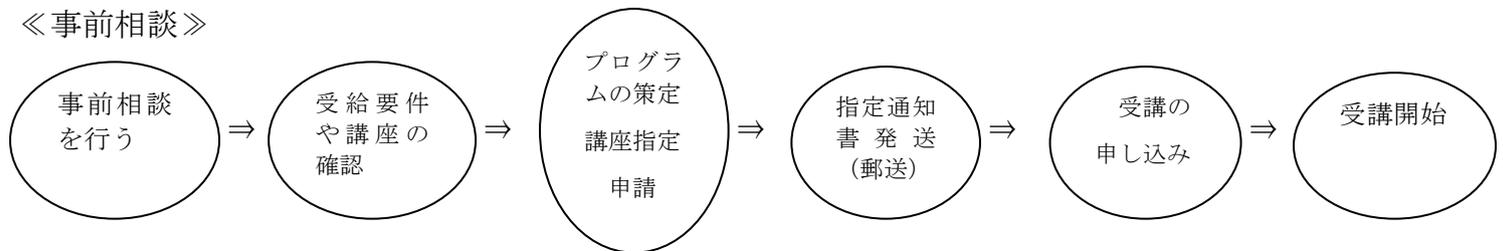
興味のある方は
お気軽に問い合わせを！

申し込み・問い合わせ先 前橋市保健センター こども支援課

☎ (027) 220-5701

★申請から支給までの流れ★ ※入学後、受講申し込み後の講座指定申請は支給対象外です

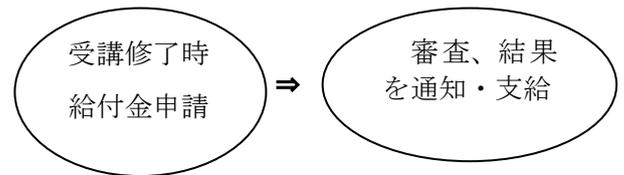
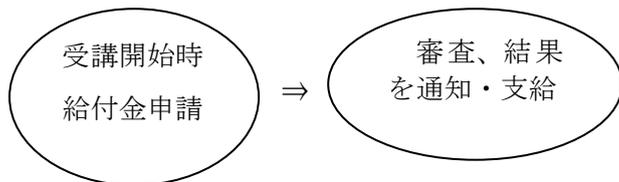
《事前相談》



《支給申請》

★受講開始日から30日以内に申請

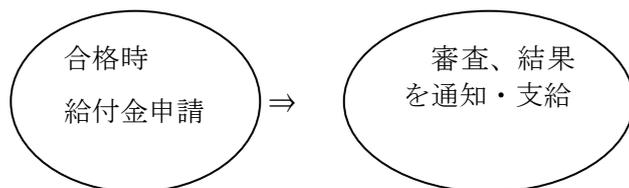
★修了日から30日以内に申請



《合格時給付金》 受講修了後、2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合

★合格証書に記載されている日付から

40日以内に申請



★申請に必要なもの★

《事前相談》

- ・受講費用と受講期間がわかるパンフレット等

《受講対象講座指定申請》

- ・受講講座のパンフレット等
- ・申請者と扶養している児童のマイナンバーカード（マイナンバーが分かるもの）
- ・試験免除できる科目の証明

※過去に高校で免除に必要な単位を修得している又は高卒認定で一部科目に合格している場合

- ・高等学校等就学支援金受給資格消滅通知等（退学者）

※追加で戸籍謄本等の提出を求めることがあります。